

**【表紙】**

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年11月10日
【四半期会計期間】	第63期第2四半期（自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日）
【会社名】	山一電機株式会社
【英訳名】	YAMAICHI ELECTRONICS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 太田 佳孝
【本店の所在の場所】	東京都大田区南蒲田二丁目16番2号
【電話番号】	(03)3734-0110(大代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長 松田 一弘
【最寄りの連絡場所】	東京都大田区南蒲田二丁目16番2号
【電話番号】	(03)3734-0110(大代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長 松田 一弘
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第62期 第2四半期 連結累計期間	第63期 第2四半期 連結累計期間	第62期
会計期間	自平成28年4月1日 至平成28年9月30日	自平成29年4月1日 至平成29年9月30日	自平成28年4月1日 至平成29年3月31日
売上高 (千円)	12,999,315	16,057,459	26,494,467
経常利益 (千円)	1,341,829	2,642,290	2,561,872
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益 (千円)	985,742	2,186,025	2,089,997
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	246,827	2,677,908	2,109,256
純資産額 (千円)	16,500,699	21,482,803	18,482,699
総資産額 (千円)	25,433,109	31,584,490	27,892,971
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	44.54	99.84	95.53
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	44.46	97.42	94.47
自己資本比率 (%)	64.8	67.5	65.7
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,317,725	2,600,502	3,468,910
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	531,936	814,217	1,296,329
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	280,456	257,420	661,475
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (千円)	4,466,030	7,825,906	5,723,669

回次	第62期 第2四半期 連結会計期間	第63期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自平成28年7月1日 至平成28年9月30日	自平成29年7月1日 至平成29年9月30日
1株当たり四半期純利益 (円)	24.40	42.63

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

## 2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

各セグメントに係る主要な関係会社の異動は、概ね次のとおりであります。

### [テストソリューション事業]

当社が使用する金型の購入及び検定を実施している株式会社ハイエンブラについて、平成29年9月30日をもって解散し、平成29年度内に清算終了する予定であります。

### [コネクタソリューション事業]

主要な関係会社の異動はありません。

### [光関連事業]

主要な関係会社の異動はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間における世界経済は、米国では雇用情勢や企業業績の改善が進み、個人消費の増加を背景に緩やかな拡大基調が続き、欧州では製造業の業績の回復や個人消費の増加により、緩やかな回復基調で推移いたしました。わが国経済においても、雇用や所得環境の改善などにより、緩やかな回復基調が続きました。

当社グループの関連する電子部品業界においては、スマートフォンの高機能化やデータセンターの需要拡大に伴う情報量の増加で、情報通信関連機器向け半導体や各種電子部品の需要は好調に推移いたしました。またEVへの転換や安全走行に向けた自動車の機能が高度化するなど、車載関連機器向け半導体や各種電子部品の需要も好調な推移となりました。

このような状況の下、当社グループは3ヵ年中期経営計画（平成30年3月期～平成32年3月期）をスタートさせ、「お客様が満足いただける製品・サービスを提供できる会社」に成長することを引き続き目指し、「グローバルに連携し、未来につながる製品の創造」という観点から、「成長戦略」と「構造改革」を戦略の核に取り組み、経営基盤の強化と収益の拡大を図ってまいりました。

その結果、当第2四半期連結累計期間の業績は、売上高16,057百万円（前年同四半期比23.5%増）、営業利益2,585百万円（前年同四半期比76.2%増）、経常利益2,642百万円（前年同四半期比96.9%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益2,186百万円（前年同四半期比121.8%増）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

#### [テストソリューション事業]

スマートフォンやデータセンター向けにメモリー半導体の需要は活況を呈し、また自動車の機能の高度化に向けた半導体投資も堅調に推移し、検査用バーンインソケットおよびテストソケット製品の受注が好調に推移いたしました。

その結果、売上高8,145百万円（前年同四半期比29.4%増）、営業利益2,278百万円（前年同四半期比96.5%増）となりました。

#### [コネクタソリューション事業]

通信インフラ関連機器向け光トランシーバー用コネクタ製品は在庫調整の影響を受けましたが、自動車関連向けや産業機器向けコネクタ製品は比較的堅調に推移いたしました。

その結果、売上高7,029百万円（前年同四半期比14.5%増）、営業利益269百万円（前年同四半期比14.7%増）となりました。

#### [光関連事業]

スマートフォン向けや通信機器向けフィルタ製品が堅調に推移いたしました。また売上増と原価低減活動により損益面での改善が進みました。

その結果、売上高882百万円（前年同四半期比56.7%増）、営業利益61百万円（前年同四半期比96.8%増）となりました。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、税金等調整前四半期純利益を計上したことなどから前連結会計年度末に比べ2,102百万円増加し、当第2四半期連結会計期間末の資金は7,825百万円となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は2,600百万円(前年同四半期比97.3%増)となりました。これは主に、税金等調整前四半期純利益2,639百万円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は814百万円(前年同四半期比53.1%増)となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出813百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は257百万円(前年同四半期は280百万円の使用)となりました。これは主に、配当金の支払額431百万円があったものの、ストック・オプションの行使による収入664百万円があったことによるものであります。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

基本方針の内容

当社は上場会社であるため、当社の株式等は、株主・投資家の皆様によって自由に取引できるものであります。従いまして、当社の株式等に対する大規模な買付行為につきましても、当社としては、原則としてこれを否定するものではありません。大規模な買付行為の提案に応じるべきか否かの判断は、当社の経営を誰に委ねるべきかという問題に関連しますので、最終的には個々の株主の皆様の自由な意思によってなされるべきであると考えます。

しかしながら、近年、わが国の資本市場においては、買収内容を判断するために必要な合理的な情報・期間や、企業買収の対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、突如として一方的に株券等の大規模買付けを強行するといった動きが顕在化しつつあります。もとより、当社は、このような敵対的な株券等の大規模買付けであっても、その具体的な条件・方法等によっては、必ずしも当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうとは限らないと考えておりますので、係る買付け全てを一律的に否定するものではありません。

しかし、一方的な株券等の大規模買付けの中には、株主の皆様に対して当該大規模買付けに関する十分な情報が提供されず株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主の皆様が当該大規模買付けの条件・方法等の検討等を行ったり、当社取締役会が代替案の提案等を行うための十分な時間が確保されないものや、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められないものなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう株券等の大規模買付けもないとはいえません。

当社といたしましては、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の源泉および当社のステークホルダーとの信頼関係を十分に理解した上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させることを真摯に目指す者でなければならず、係る企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうおそれのある株券等の大規模買付提案、または、これに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

当社基本方針の実現に資する取組みについて

イ. 当社の企業価値の源泉について

当社は、昭和31年の設立以来、「ユーザーの高い信頼を勝ち取り、市場およびユーザーニーズに合致した創造的製品を開発する技術の山一」をモットーに開発指向型の企業を目指し、真空管ソケットから始まり、エレクトロニクス産業の急速な技術革新に機敏に対応して各種コネクタ製品やICソケット製品等の接触機構部品を開発・製造・販売してまいりました。特に昭和41年に検査用ICソケットの製造販売を開始して以来、国内はもとより海外においてICソケットのリーディングカンパニーとして揺るぎない地位を築いてきております。

これら接触機構部品製品の事業は、テストソリューション事業とコネクタ事業に区分され当社のコアビジネスとなっております。また、接触機構部品事業以外では、フレキシブルプリント配線板製品のY F L E X事業および一般光学用や光通信向け多層薄膜フィルタ製品等の光関連事業があげられ、これらの事業を当社および子会社16社と関連会社1社により運営しており、企業価値の源泉となっております。

この当社の企業価値の源泉については、具体的には、創業以来一貫して社員の育成および技術開発に注力してきた成果としての優れた接触機構部品などの設計技術力や各種製品群、半導体メーカーや各種エレクトロニクスメーカーの多様なニーズに柔軟かつ迅速に対応することを可能にする製品や金型などの生産設備や生産体制、そして当社グループの有機的連結による販売・メンテナンス体制および研究開発体制などにあると考えております。

#### ロ．企業価値向上のための取組みについて

当社が属する電子部品市場は、デジタル化、高機能化、ネットワーク化などの技術革新が常に進化し、新技術や新製品が相次ぎ創出されるため、中長期的に市場は拡大すると見込まれております。しかしながら、製品の世代交代が加速化され、かつ競争も世界的規模での激しさを増すことから、絶えず変化する市場ニーズに低コストでスピーディに対応できる開発・生産体制を構築することが急務となります。これらグローバルで急激な市場変化のもとでも継続的に高付加価値・高品質の製品やサービスを提供できることが、企業価値および株主共同の利益の向上につながると考えております。

当社は平成25年度からの新経営体制のもと、「構造改革」「収益力強化」「成長戦略」の3本を柱として「事業構造改革」に取り組み、P Vソリューション事業やE M S事業からの撤退、固定費削減、不採算製品の改善ならびに整理等に取り組んでまいりました。

平成26年度を初年度とする中期3ヵ年経営計画（平成27年3月期～平成29年3月期）における当社グループが目指す方向は、「お客様が満足する製品・サービスを提供できる会社」になるため、製品開発力、販売力、製造力、収益力および財務力を高め、さらなる飛躍を図るための基盤づくりの3ヵ年と位置づけております。

「事業構造改革」は平成26年度以降も取り組んでおりますが、さらに加速するため、成長戦略を策定し、その実現に向けて取り組んでおります。このため、テストソリューション事業、コネクタソリューション事業および光関連事業の3つの事業に経営資源を集中し、お客様が満足する製品・サービスを提供するため、中期経営計画の基本方針を策定し、グループ会社全体での連携を強化し、グローバルでの地域・市場・顧客・製品別の戦略を策定・実行し、持続的成長と収益力の向上を図っております。

最新の中期経営計画は、別途公表しております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みについて

当社は、平成27年6月24日に開催された第60期定時株主総会において、当社株式の分布状況等を総合的に勘案し、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に関する対応方針（以下、「本方針」といいます。）を継続することを決議いたしました。

注1：特定株主グループとは、（ ）当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、または（ ）当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、（ ）特定株主グループが、注1の（ ）の記載に該当する場合は、当社の株券等の保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）、または（ ）特定株主グループが、注1の（ ）の記載に該当する場合は、当社の株券等の買付け等を行う者およびその特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。議決権割合の算出にあたっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

本方針の具体的な内容につきましては、以下のとおりであります。

## 本方針の内容

### イ．本方針導入の目的

当社は、前記で述べたとおり、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営方針や事業特性、当社を取り巻く経営環境、各ステークホルダーとの関係等といった当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があり、他方、そのような企業価値・株主共同の利益を毀損することとなる者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としてふさわしくないと考えております。

しかしながら、当社は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、大規模買付行為がなされる場合、それを行った大規模買付者が財務および事業の方針の決定を支配する者としてふさわしいか否かを含め、大規模買付行為に応じるか否かは、最終的には、株主の皆様判断に委ねられるべきものと考えます。そして、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを適切に判断していただくためには、株主の皆様に対し、適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠であると考えます。たとえば、大規模買付行為が当社に与える影響や、当社の従業員、取引先、顧客等のステークホルダーとの関係についての方針を含む、当該大規模買付者の当社経営への参画時における経営方針、事業計画等の内容等の情報は、株主の皆様が買付けに応じるか否かを検討する際の重要な判断材料となりますし、また、当社取締役会が大規模買付行為についての意見を開示し、また、必要に応じ代替案を提示することにより、株主の皆様は、双方の方針、意見等を比較考量することで、大規模買付行為に応じるか否かを適切に判断することが可能になります。

当社は、このような基本的な考え方に立ち、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株式の大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めるとともに、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会として一定の措置を講じることとしました。

### ロ．独立委員会の設置

本方針を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するため、取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立な判断を担保するため、当社経営陣から独立している社外取締役、社外監査役および社外有識者（注3）の中から選任します。

独立委員会は、取締役会から諮問を受けた事項について審議、決議し、その内容に基づいて、取締役会に対し勧告を行うほか、必要に応じて、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得たり、大規模買付者、当社経営陣、当社の取引先、従業員等から必要な情報を収集することがあります。

注3：社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者を意味します。

## 八．大規模買付ルールの内容

当社が設定する大規模買付ルールとは、大規模買付者から当社取締役会に対して、大規模買付行為に先立ち、株主の皆様判断および当社取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）が提供されなければならない、大規模買付行為は、大規模買付情報が提供された後に設定される当社取締役会による一定の評価期間が経過した後にのみ開始されるというものです。

具体的には、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、当社代表取締役に対して、日本語によって、大規模買付者の名称、住所または本店所在地、代表者の氏名、国内連絡先、設立準拠法（外国法人の場合）および提案する大規模買付行為の概要を明示し、かつ、本方針の手続きに従う旨の誓約を記載した意向表明書を提出していただきます。なお、意向表明書には、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大規模買付者の存在を証明する書類があれば、当該書類を添付していただきます。当社は、この意向表明書の受領後直ちにその旨を開示するとともに、大規模買付者に対しては、10営業日以内に、大規模買付情報のリストを交付します。具体的に提供していただく大規模買付情報の内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の内容等によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

- ・大規模買付者およびそのグループの概要（具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、過去の買収および大規模買付行為の履歴、当社の事業と同種の事業についての経験等を含みます。）
- ・大規模買付行為の目的、方法および内容（買付対価の種類および価格、買付けの時期、関連する取引の仕組み、買付けの方法の適法性、買付けおよび関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- ・買付対価の算定根拠および買付資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- ・大規模買付行為後の経営方針、事業計画、資本政策、配当政策および財務政策
- ・大規模買付行為後における当社の従業員、取引先、顧客等を含む重要なステークホルダーについての基本方針

なお、当社取締役会は、当初提供していただいた情報だけでは必要な大規模買付情報として不足していると考え、独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、大規模買付者に対し、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に大規模買付情報の提供を求めることがあります。当社は、大規模買付情報が提供された事実およびその内容が株主の皆様判断のために必要であると認める場合、適切と判断する時点で、原則としてその全部（以下で規定される取締役会評価期間に関する情報を含みます。）を開示します。

次に、当社取締役会は、大規模買付情報の提供が完了した後、最長60日間（買付対価を現金（円貨）のみとし、当社の株券等の全てを対象とする公開買付けの場合）または最長90日間（それ以外の大規模買付行為の場合）を、当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案検討等のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。この期間中、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、提供された大規模買付情報を十分に評価、検討し、大規模買付行為に関する取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、株主の皆様に対し、取締役会としての代替案を提示することもあります。

## 二．大規模買付行為がなされた場合の対応方針

### ア．大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守せずに大規模買付行為を行った場合、当社取締役会は、株主共同の利益の保護を目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が取締役会の権限として認める措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。大規模買付ルールの遵守の有無、対抗措置を発動することの適否および対抗措置の具体的内容は、独立委員会に諮問の上、その勧告を最大限尊重して、当社取締役会が決定し、その決議は取締役全員が出席する取締役会において全会一致により行うものとします。当社は、当該決定後、その概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報を開示します。

なお、具体的な対抗措置については、その時点で必要かつ相当と認められるものを選択することとなりますが、新株予約権を用いる場合、その概要は、以下のとおりとします。

#### (a) 新株予約権付与の対象となる株主およびその割当条件

取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てる。なお、株主に新株予約権の割当てを受ける権利を与えて募集新株予約権を引き受ける者の募集を行う場合と、新株予約権の無償割当てを行う場合とがある。

#### (b) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。新株予約権1個あたりの目的である株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割、株式併合、株式無償割当て等を行う場合で、新株予約権1個あたりの目的となる株式の数の調整を必要とするときは、株式分割、株式併合、株式無償割当て等の条件を勘案の上、その数につき所要の調整を行うものとする。

#### (c) 発行または無償割当ての対象となる新株予約権の総数

発行または無償割当ての対象となる新株予約権の総数は、取締役会が別途定める数とする。取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

#### (d) 各新株予約権の払込金額

無償とする。

#### (e) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は1円以上で取締役会が定める額とする。

#### (f) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要することとする。

#### (g) 新株予約権の行使条件

大規模買付者を含む特定株主グループに属する者（当社の株券等を取得または保有することが当社株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めたものを除く。）等に行使を認めないこと等を新株予約権行使の条件として定めることがある。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

#### (h) 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、取得条件その他必要な事項については、取締役会にて別途定めるものとする。なお、上記(g)の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき1株を交付することができる旨の条項を定めることがある。

大規模買付ルールが遵守されなかった場合の対抗措置は、株主共同の利益を保護するための相当かつ適切な対応であると考えておりますが、他方、このような対抗措置により、結果的に、大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者に経済的損害を含む何らかの不利益を発生させる可能性があります。

従って、大規模買付ルールを無視して大規模買付行為を開始することのないようあらかじめ注意を喚起いたします。

b. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付ルールは、当社の経営に影響力を持ち得る規模の当社株式の買付行為が行われる場合に、株主の皆様に対し、あらかじめ、そのような買付行為に応じるか否かの判断のために必要となる大規模買付行為に関する情報や現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには必要に応じて取締役会による代替案の提示を受ける機会を保障することを目的とするものです。従って、大規模買付ルールが遵守されている場合、原則として、当社取締役会は大規模買付行為を阻止するために対抗措置をとるようなことは行わず、大規模買付行為に応じるかどうかは、大規模買付情報や当社取締役会が提示する意見、代替案等をご検討の上、株主の皆様においてご判断いただくこととなります。しかしながら、例外的に、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していても、当社取締役会は、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすか、または株主共同の利益を著しく損なうと判断した場合、株主共同の利益を保護するため、独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、取締役全員が出席する当社取締役会において全会一致の決議により、必要かつ相当な範囲で上記a.「大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合」で述べた対抗措置をとることがあります。この場合、当社取締役会は、適時適切な開示を行います。具体的には、大規模買付行為が以下の類型に該当すると認められる場合、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすか、または株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。

(a) 大規模買付行為が次のいずれかに該当する場合

- ・ 株式等を買占め、その株式等について当社に対して高値で買取りを要求する行為
- ・ 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に大規模買付者の利益を実現する経営を行うような行為
- ・ 当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- ・ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高価資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

(b) 強圧的二段階買収（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）など株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買付けを行う場合

c. 対抗措置発動の停止等について

上記a.「大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合」またはb.「大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合」において、当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の停止または変更等を行うことがあります。

このような対抗措置発動の停止を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

前記 および の取組みについての取締役会の判断およびその理由

イ. 当社基本方針の実現に資する取組みについて

前記 の取組みは、当社の企業価値および株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものであります。従って、当該取組みは基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

ロ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みについて

前記 の取組みは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものでないと考えております。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、505,930千円であります。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	60,000,000
計	60,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成29年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成29年11月10日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	23,329,775	同左	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	23,329,775	同左	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成29年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

##### (2)【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成29年6月28日
新株予約権の数(個)	1,882
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)1.
新株予約権の目的となる株式の数(株)	188,200(注)1.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,163(注)2.
新株予約権の行使期間	(注)3.
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,163.00 資本組入額 1,082.00(注)4.
新株予約権の行使の条件	(注)5.
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6.

(注)1. 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1個当たり100株とします。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整します。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができるものとします。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とします。

行使価額は、新株予約権の割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値がない場合には、それに先立つ直近日の終値)とします。

なお、新株予約権の割当日後に以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整します。

当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は（新株予約権の行使に基づく新株式の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとします。

当社が合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で行使価額を調整するものとします。

3. 新株予約権を行使することができる期間は、平成32年7月29日から平成35年7月28日（ただし、平成35年7月28日が銀行営業日でない場合はその前銀行営業日）までとします。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

5. 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員、嘱託社員のいずれかの地位にあることを要するものとします。ただし、取締役または監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、嘱託社員が契約期間満了により退職した場合、会社都合による退職をした場合、その他正当な理由がある取締役会で承認がある場合は、この限りではないものとします。

新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとします。

その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとします。

6. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記1.に準じて決定するものとします。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2.に準じて決定するものとします。

新株予約権を行使することができる期間

上記3.に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記3.に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとします。

(b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(a)記載の資本金等増加限度額から上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

新株予約権の行使条件

上記5. に準じて決定するものとします。

新株予約権の取得条項

(a) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記5. の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができるものとします。

(b) 当社は、以下イ、ロ、ハ、ニまたはホの議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合）は、当社の取締役会が別途定める日をもって新株予約権を無償で取得することができるものとします。

イ．当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ．当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案

ハ．当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

ニ．当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ．新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成29年7月28日 (注)	40,000	23,329,775	37,040	10,084,103	37,000	1,623,633

(注) 平成29年6月28日開催の取締役会決議により、取締役に対する譲渡制限付株式報酬として平成29年7月28日付で新株式の発行を行っております。

発行価額 1株につき1,851円

資本組入額 926円

(6) 【大株主の状況】

平成29年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海一丁目8番11号	5,792	24.82
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区浜松町二丁目11番3号	1,900	8.14
資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海一丁目8番12号	1,297	5.56
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	619	2.65
山一電機取引先持株会	東京都大田区南蒲田二丁目16番2号	605	2.59
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	5TH FLOOR, TRINITY TOWER 9, THOMAS MORE STREET LONDON, E1W 1YT, UNITED KINGDOM (東京都港区港南二丁目15番1号)	585	2.51
GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	BANKPLASSEN 2, 0107 OSLO 1 OSLO 0107 NO (東京都新宿区新宿六丁目27番30号)	496	2.12
山一電機従業員持株会	東京都大田区南蒲田二丁目16番2号	427	1.83
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	421	1.80
MORGAN STANLEY & CO. LLC (常任代理人 モルガン・スタンレーMUF証券株式会社)	1585 BROADWAY NEW YORK, NEW YORK 10036, U.S.A. (東京都千代田区大手町一丁目9番7号)	389	1.67
計	-	12,537	53.73

(注) 1. 上記のほか、自己株式が854千株あります。

2. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の所有株式数の内訳は以下のとおりであります。

氏名又は名称	所有株式数(株)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4,127,500
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	282,900
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口2)	241,200
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	48,500
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	355,000
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口6)	140,200
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	597,400

3. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社の所有株式数の内訳は以下のとおりであります。

氏名又は名称	所有株式数(株)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,900,700

4. 資産管理サービス信託銀行株式会社の所有株式数の内訳は以下のとおりであります。

氏名又は名称	所有株式数(株)
資産管理サービス信託銀行株式会社(年金信託口)	157,800
資産管理サービス信託銀行株式会社(年金特金口)	42,900
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	905,900
資産管理サービス信託銀行株式会社(金銭信託課税口)	400
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託A口)	44,400
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託B口)	146,300

5. 平成29年5月24日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、レオス・キャピタルワークス株式会社が平成29年5月18日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
レオス・キャピタルワークス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号	株式 2,260,900	9.69

6. 平成29年8月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、株式会社三菱東京UFJ銀行及びその共同保有者3名が平成29年7月31日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	株式 265,600	1.13
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	株式 393,400	1.68
三菱UFJ国際投信株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号	株式 672,700	2.88
カブドットコム証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目3番2号	株式 30,400	0.13

7. 平成29年8月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、インベスコ・アセット・マネジメント株式会社が平成29年8月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
インベスコ・アセット・マネジメント株式会社	東京都港区六本木六丁目10番1号	株式 1,054,000	4.51

8. 平成29年9月29日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、株式会社みずほ銀行及びその共同保有者2名が平成29年9月22日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有 割合(%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	株式 128,500	0.55
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	株式 2,224,900	9.53
Asset Management One International Ltd.	MIZUHO HOUSE, 30 OLD BAILEY, LONDON, EC4M 7AU, UK	株式 154,400	0.66

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成29年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 854,300	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 22,469,900	224,699	-
単元未満株式	普通株式 5,575	-	-
発行済株式総数	23,329,775	-	-
総株主の議決権	-	224,699	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が3,800株(議決権の数38個)含まれております。

【自己株式等】

平成29年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
山一電機(株)	東京都大田区南蒲田 二丁目16番2号	854,300	-	854,300	3.66
計	-	854,300	-	854,300	3.66

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成29年7月1日から平成29年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

## 1【四半期連結財務諸表】

## (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成29年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	5,729,669	7,831,906
受取手形及び売掛金	4,802,338	5,775,448
商品及び製品	1,491,799	1,521,219
仕掛品	225,842	191,533
原材料及び貯蔵品	1,721,531	1,656,615
繰延税金資産	500,143	448,346
その他	946,989	923,251
貸倒引当金	13,971	16,424
流動資産合計	15,404,342	18,331,898
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	2,985,420	2,929,530
機械装置及び運搬具(純額)	1,656,901	1,784,620
工具、器具及び備品(純額)	1,443,848	1,540,173
土地	3,594,816	3,592,595
リース資産(純額)	46,448	37,814
建設仮勘定	243,485	352,569
有形固定資産合計	9,970,921	10,237,305
無形固定資産	99,862	91,953
投資その他の資産		
投資有価証券	1,320,651	1,764,057
繰延税金資産	55,864	92,396
退職給付に係る資産	793,853	790,376
その他	336,330	363,247
貸倒引当金	90,933	88,393
投資その他の資産合計	2,415,766	2,921,684
固定資産合計	12,486,550	13,250,943
繰延資産	2,078	1,648
資産合計	27,892,971	31,584,490

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成29年9月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,868,979	1,878,829
1年内償還予定の社債	35,000	35,000
短期借入金	3,567,784	3,681,444
未払法人税等	138,292	558,394
賞与引当金	412,440	462,341
役員賞与引当金	50,000	30,000
その他	1,460,719	1,572,122
流動負債合計	7,533,216	8,218,130
固定負債		
社債	57,500	40,000
長期借入金	737,018	805,826
役員退職慰労引当金	66,614	73,822
退職給付に係る負債	31,924	34,916
資産除去債務	19,604	19,829
繰延税金負債	593,195	635,079
その他	371,198	274,082
固定負債合計	1,877,054	1,883,556
負債合計	9,410,271	10,101,686
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,047,063	10,084,103
資本剰余金	1,586,633	1,756,093
利益剰余金	8,138,171	9,891,729
自己株式	1,103,811	565,962
株主資本合計	18,668,057	21,165,964
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	440,116	748,644
為替換算調整勘定	633,019	451,463
退職給付に係る調整累計額	137,297	135,214
その他の包括利益累計額合計	330,201	161,966
新株予約権	10,210	20,524
非支配株主持分	134,633	134,348
純資産合計	18,482,699	21,482,803
負債純資産合計	27,892,971	31,584,490

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)
売上高	12,999,315	16,057,459
売上原価	8,872,074	10,397,946
売上総利益	4,127,240	5,659,513
販売費及び一般管理費	2,659,816	3,073,769
営業利益	1,467,424	2,585,743
営業外収益		
受取利息	2,994	3,536
受取配当金	12,384	13,785
為替差益	-	41,214
持分法による投資利益	2,100	-
スクラップ売却益	22,660	17,657
助成金収入	557	1,158
その他	10,922	23,100
営業外収益合計	51,620	100,454
営業外費用		
支払利息	19,015	16,839
為替差損	99,660	-
持分法による投資損失	-	6,421
貸倒引当金繰入額	39,410	-
その他	19,128	20,646
営業外費用合計	177,214	43,907
経常利益	1,341,829	2,642,290
特別利益		
固定資産売却益	1,406	11,016
投資有価証券売却益	-	0
特別利益合計	1,406	11,016
特別損失		
固定資産売却損	57	1,242
特別退職金	-	12,393
特別損失合計	57	13,635
税金等調整前四半期純利益	1,343,178	2,639,671
法人税、住民税及び事業税	192,840	527,189
法人税等調整額	164,589	74,326
法人税等合計	357,429	452,862
四半期純利益	985,748	2,186,808
非支配株主に帰属する四半期純利益	6	783
親会社株主に帰属する四半期純利益	985,742	2,186,025

【四半期連結包括利益計算書】  
 【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)
四半期純利益	985,748	2,186,808
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	9,608	308,527
為替換算調整勘定	703,944	178,734
退職給付に係る調整額	1,064	2,083
持分法適用会社に対する持分相当額	24,303	1,753
その他の包括利益合計	738,921	491,099
四半期包括利益	246,827	2,677,908
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	246,820	2,678,192
非支配株主に係る四半期包括利益	6	284

## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	1,343,178	2,639,671
減価償却費	756,489	779,644
受取利息及び受取配当金	15,379	17,322
支払利息	19,015	16,839
為替差損益(は益)	229,274	81,174
売上債権の増減額(は増加)	435,036	808,311
たな卸資産の増減額(は増加)	120,779	182,900
仕入債務の増減額(は減少)	122,449	76,503
その他	311,966	92,370
小計	1,587,244	2,728,115
利息及び配当金の受取額	15,385	17,332
利息の支払額	18,899	16,899
法人税等の支払額	266,005	128,044
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,317,725	2,600,502
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	577,473	813,740
有形固定資産の売却による収入	1,416	12,467
その他	44,121	12,944
投資活動によるキャッシュ・フロー	531,936	814,217
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額(は減少)	-	100,000
長期借入れによる収入	400,000	300,000
長期借入金の返済による支出	172,640	221,312
セール・アンド・リースバックによる収入	609,760	-
自己株式の取得による支出	599,847	88
配当金の支払額	336,667	431,538
ストックオプションの行使による収入	-	664,462
その他	181,062	154,103
財務活動によるキャッシュ・フロー	280,456	257,420
現金及び現金同等物に係る換算差額	239,182	58,531
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	266,149	2,102,237
現金及び現金同等物の期首残高	4,199,880	5,723,669
現金及び現金同等物の四半期末残高	4,466,030	7,825,906

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

債権流動化による売掛債権譲渡高

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成29年9月30日)
受取手形及び売掛金(売掛金)	913,207千円	985,091千円

(四半期連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)
給料	1,051,612千円	1,085,069千円
賞与	42,868	40,547
賞与引当金繰入額	140,943	186,466
福利厚生費	226,342	245,768
役員賞与引当金繰入額	8,000	30,000
運賃諸掛	113,191	192,031
旅費及び交通費	78,427	92,065
減価償却費	50,721	44,208
賃借料	168,152	184,234
支払手数料	125,398	141,316

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)
現金及び預金勘定	4,472,030千円	7,831,906千円
預入期間が3か月を超える定期預金	6,000	6,000
現金及び現金同等物	4,466,030	7,825,906

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成28年4月1日至平成28年9月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年6月28日 定時株主総会	普通株式	337,875	15.00	平成28年3月31日	平成28年6月29日	利益剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成28年6月28日開催の取締役会決議に基づき、自己株式901,600株の取得を行いました。この結果、当第2四半期連結累計期間において自己株式が599,847千円増加し、当第2四半期連結会計期間末において自己株式が1,103,714千円となっております。

当第2四半期連結累計期間(自平成29年4月1日至平成29年9月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年6月28日 定時株主総会	普通株式	432,466	20.00	平成29年3月31日	平成29年6月29日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年11月6日 取締役会	普通株式	112,376	5.00	平成29年9月30日	平成29年11月30日	利益剰余金

3. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成29年6月28日開催の取締役会決議により、取締役に対する譲渡制限付株式報酬として平成29年7月28日付で新株式の発行を行い、当第2四半期連結累計期間において資本金が37,040千円、資本準備金が37,000千円増加しております。

また、新株予約権の行使に伴い自己株式812,100株の処分を行い、当第2四半期連結累計期間においてその他資本剰余金が132,460千円増加し、自己株式が537,937千円減少しております。

この結果、当第2四半期連結会計期間末において資本金が10,084,103千円、資本剰余金が1,756,093千円、自己株式が565,962千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成28年4月1日至平成28年9月30日)  
報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	テストソリューション事業	コネクタソリューション事業	光関連事業	計		
売上高						
外部顧客への 売上高	6,295,584	6,140,690	563,040	12,999,315	-	12,999,315
セグメント間 の内部売上高	-	-	-	-	-	-
計	6,295,584	6,140,690	563,040	12,999,315	-	12,999,315
セグメント利益	1,159,732	234,633	31,318	1,425,685	41,738	1,467,424

(注)1. セグメント利益の調整額は、連結調整額であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第2四半期連結累計期間(自平成29年4月1日至平成29年9月30日)  
報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	テストソリューション事業	コネクタソリューション事業	光関連事業	計		
売上高						
外部顧客への 売上高	8,145,452	7,029,700	882,306	16,057,459	-	16,057,459
セグメント間 の内部売上高	-	-	-	-	-	-
計	8,145,452	7,029,700	882,306	16,057,459	-	16,057,459
セグメント利益	2,278,365	269,183	61,630	2,609,180	23,436	2,585,743

(注)1. セグメント利益の調整額は、連結調整額であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益	44円54銭	99円84銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益(千円)	985,742	2,186,025
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益(千円)	985,742	2,186,025
普通株式の期中平均株式数(株)	22,128,694	21,893,677
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	44円46銭	97円42銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	41,617	543,840
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	平成29年6月28日取締役会決議 新株予約権 この概要は、以下のとおりであります。 ・新株予約権の数 1,882個 ・新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式 ・新株予約権の目的となる株式の数 188,200株 ・新株予約権の行使時の払込金額 2,163円 ・新株予約権の行使期間 自平成32年7月29日 至平成35年7月28日

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成29年11月6日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 配当金の総額.....112,376千円

(ロ) 1株当たりの金額.....5円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成29年11月30日

(注) 平成29年9月30日現在の株主名簿に記載または記録された株主に対し、支払いを行います。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年11月10日

山一電機株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岡本 健一郎 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 長塚 弦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている山一電機株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成29年7月1日から平成29年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、山一電機株式会社及び連結子会社の平成29年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。